

道路整備プログラム検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路整備プログラム（以下「プログラム」という。）は、効率的かつ効果的な道路整備の推進を目的としている。また、社会経済環境の変化や総合計画、実行計画との連携を図るとともに、PDCAサイクルにより、目標に対する効果の把握及び検証を行いながら、適切な改定を行うこととしている。

このため、プログラムにおける事業の進捗状況及び整備効果の整理、また、これらの進行管理と併せて、計画の改定方針等を検討することを目的として、道路整備プログラム検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プログラムに基づく道路整備の進行管理に関すること。
- (2) プログラムの改定方針及び計画内容等の検討に関すること。
- (3) その他プログラムに関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 検討会議の議長は、建設緑政局総務部長を、副議長は、建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が招集し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 検討会議は、議長が必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求めることができる。
- 4 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 検討会議の所掌事項を円滑に遂行するため、別表2に掲げる職にある者をもって幹事会を設置する。

- 2 幹事会の幹事長は、建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議及び幹事会の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び幹事会の運営について必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

建設緑政局総務部長〔議長〕
建設緑政局総務部企画課長〔副議長〕
建設緑政局広域道路整備室長
建設緑政局道路管理部長
建設緑政局道路河川整備部長
建設緑政局道路河川整備部担当部長

別表2（第5条関係）

建設緑政局総務部企画課長〔幹事長〕
建設緑政局総務部企画課担当課長（計画調整担当）
建設緑政局広域道路整備室担当課長〔計画〕
建設緑政局道路管理部用地調整課長
建設緑政局道路河川整備部道路整備課長
建設緑政局道路河川整備部道路整備課担当課長（立体交差担当）
建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
建設緑政局道路河川整備部公共用地課長
建設緑政局道路河川整備部公共用地課担当課長〔公共・収用〕
建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所長
建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所長